

第11回報告書案作成委員会確認事項

1 第10回作成委員会の確認について

- ・第10回の検討内容が確認された。

2 第13回検討委員会の確認について

- ・第13回検討委員会において出された報告書素案に関する意見についての確認が行われた。

3 第13回検討委員会を受けて検討すべき課題等について

- ・第13回検討委員会での意見とその後提出された委員意見を受けた、以下の主な論点について、論点その2まで検討が行われた。

論点その1	: 団体自治、住民自治、市民自治の考え方について
論点その2	: 市民自治に関連した規定について
論点その3、4	: 基本原則とその他の規定との関係について
論点その5	: 市民等の定義の整理について
論点その6	: 条例等への委任規定について

(主な論点と確認内容)

【論点その1：団体自治、住民自治、市民自治の考え方について】

- ・住民自治、団体自治、そして市民間自治を包含する概念として、“市民自治”を整理し、その市民自治の中で、市民が信託して自治体(市)をつくったという論理で報告書を再整理していくこと。
- ・“市民自治”と“市民間自治”を使い分ける(市民間の自治を“市民自治”と捉えない)。
- ・“市民自治”は“市民間自治”と混同しやすいため、別の表現を考える(例：“市民社会の自治”)。
- ・市民間のルール等については干渉しないような書き方にする

【論点その2：市民自治に関連した規定について】

- ・「ともに担う公共創造の原則」と「協働の原則」をひとまとめに整理していく(市民と行政の関係として捉える)。
- ・コミュニティに関連した項目については、市民間の協力関係と捉えていくか、市民間の自主的な組織や団体として捉えていくか、その上の段階として地域の共同社会として捉えていくかという議論が行われた。
- ・議論の結果、今回検討された内容を踏まえて、報告書素案の「自治の基本理念」、「ともに担う公共創造の原則と協働の原則(セットで整理)」、「コミュニティ」に関する規定を、担当する作成委員がそれぞれ書き直し、宿題として後日事務局に提出することが確認された。

(今後の進め方について)

- ・未検討の論点(論点その3-6)は、根本的な論点である論点その1の方向性が定まったことから、その流れにあわせて整理していくことになった。
- ・また、学識者委員の意見、作成委員の宿題及び今回の検討内容を踏まえた報告書案のたたき台を事務局で整理し、次回作成委員会に提出する。
- ・次回作成委員会では、上記報告書案のたたき台について、学識者委員から意見を受ける。
- ・次々回作成委員会では、学識者委員の意見を踏まえながら、第14回検討委員会(7月16日)に提出する報告書案の最終的な検討を行う。